

三原市特定建築物定期報告の状況等の公表に関する実施要綱

平成 25 年 12 月 19 日

要 綱 第 7 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第 1 項の規定による市長に対する定期調査の結果報告（以下「定期報告」という。）に関する公表を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象の建築物)

第 2 条 公表対象の建築物は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する建築物並びに建築基準法施行細則（平成 20 年三原市規則第 9 号。以下「細則」という。）第 17 条各号に掲げる建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

(公表の方法)

第 3 条 公表の方法は、市のホームページへの掲載により行うものとする。

(公表事項)

第 4 条 公表する事項は、次に掲げる事項とし、別に定める様式によるものとする。

- (1) 特定建築物の名称
- (2) 特定建築物の所在地
- (3) 特定建築物の用途種別
- (4) 細則第 18 条各号に規定する定期報告の時期における当該定期報告の有無又は免除
- (5) 次回報告年

(公表の期間)

第 5 条 公表する期間は、次のとおりとする。

- (1) 平成 28 年を基準年とし、基準年前の直近の 3 年間、基準年及び基準年後の直近の 2 年間とする。なお、この基準年は、平成 29 年以降、毎年更新するものとする。
- (2) 前条各号に規定する事項は、当該特定建築物が第 2 条の特定建築物である間とし、公表開始日は、都市部長が定める。

2 公表の期間内に公表事項の変更があった場合は、速やかに当該事項の更新を行

うものとする。

(事前通知)

第6条 公表に当たっては、特定建築物の所有者又は管理者に対し、別に定める様式により公表する旨を事前に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年8月15日三原市要綱第15号)

この要綱は、公布の日から施行する。